

第6回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 会議録

○日時

令和3年3月17日 午前9時30分～正午

○場所

上下水道部2階 第1会議室

○委員出欠

<input checked="" type="checkbox"/> 新川達郎 会長	<input checked="" type="checkbox"/> 山岡ナオミ 副会長	<input checked="" type="checkbox"/> 宮前博子 委員	<input type="checkbox"/> 岩瀬充 委員
<input type="checkbox"/> 福井博敏 委員	<input type="checkbox"/> 藤原孝子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 吉田慎太郎 委員	<input type="checkbox"/> 安永朋功 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 井上道治 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 亀井順子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 平野貴久子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 木下澄子 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 坂本利紀 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 多胡啓次 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 代次孝美 委員	

出席者11人、欠席者4人

○事務局出席者

水道事業管理者：池尻

事務局長（上下水道部長・下水道課長）：三宅

下水道課 下水道課課長補佐：石井、下水道課係長：桃井

水道工務課 水道工務課長：小川、水道工務課主幹：福井

水道業務課 上下水道部次長・水道業務課長：森本、水道業務課課長補佐：藤原、
水道業務課課長補佐：長岡

○傍聴人

1名

○議題等

水道事業関係

（1）水道事業にかかる答申案について（修正）

公共下水道事業関係

（2）第1回～第5回審議会における下水道事業に関する意見などについて

（3）下水道事業にかかる答申案について

○会議結果要旨

1. 開会 <事務局長（上下水道部長）：三宅>

2. 審議事項

<新川会長>

前回は残念ながら、緊急事態宣言の下で、当審議会も延期せざるを得なくなりましたが、本日こうした形でお集まりいただき、ありがとうございます。コロナの収束がなかなか見えにくいところですが、徐々に対策も進んでいるところもあります。少し長い目で考えないといけないかなと思っているところもございますし、この審議会のご議論もこうした感染症流行の下で、どういうふうにこれから上下水道の経営を考えていくのか、そういう観点でご議論をいただいたところもありました。コロナの影響は日常生活に直結しますので、私どもとしてもしっかりとと考えないといけないというところがあります。その一方では、上下水道事業は市民生活にとっての重要な基盤であり、これをしっかりと守っていくということが、地域にとって、市民生活にとって持続可能な木津川市での暮らしを立てる基本になる柱の1つと考えております。そうした観点から、上下水道事業の健全な経営があつて市民生活が成り立つ、こういうことになると思っております。これまで、そうした観点から時代の変化や緊急事態の下での影響を勘案して、委員の皆様からご意見を聞いてきました。本日はその取りまとめの段階にきているところでのご審議ということになります。今日のご議論が恐らく市長さんに提案させていただく答申の主要な内容を最終的にご議論いただく、そんな機会になると思っておりますので、しっかりとご意見を聞いてまいりたいと思いますので、限られた時間にはなりますが、よろしくお願ひします。

水道事業関係

（1）水道事業にかかる答申案について（修正）

<新川会長>

本日の審議事項の1番目、水道事業にかかる答申案について、前回にご審議をいただき、修正等を施していただいているかと思います。前回のご議論でもこの新型コロナウイルス感染症の影響についてのご意見をいただきました。今回の修正案に加筆修正していただいております。なお、前回の審議会でも概ね上下水道事業の答申案については、ほぼご了承をいただいて、特に料金体系については現状維持ということでご意見を聞いていたかと思います。この辺りを踏まえまして、答申の修正案について事務局から説明をお願いします。

＜水道事業管理者：池尻＞

水道事業にかかる答申案（資料1の水道事業関係部分）について説明

＜新川会長＞

ただ今説明があったように、上水道部分につきまして、このような答申案でいかがとことで事務局の方でこれまでの議論を踏まえて、取りまとめいただきました。特に感染症の影響で追加をした部分もありますので、このあたりを含めまして、各委員からご意見がありましらよろしくお願ひします。

（各委員からの意見なし）

＜新川会長＞

特に意見がございませんでしたら、これまで上水道事業につきましては、ご検討いただき、前回ほぼ取りまとめしてきたところでした。上水道の料金につきましては、当面は現状維持で、コロナの影響での滞納については配慮をする文言を追加して、コロナ後を踏まえて今後の検討の課題ということまで示させていただいているということで、上水道につきましては、この答申案でご了承いただくということでよろしいでしょうか。

＜各委員＞ 異議なし。

＜新川会長＞

ありがとうございました。上水道につきましての答申案につきましては、皆様方から異議なしという声をいただきましたので、本日の提案の内容で答申をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

公共下水道事業関係

- （2）第1回～第5回審議会における下水道事業に関する意見などについて
- （3）下水道使用料について

＜新川会長＞

公共下水道事業関係につきまして、前回も含みまして、第1回から第5回の審議会で下水道事業について、様々なご意見をいただいてございます。これらにつきまして、まずは事務局の方からご説明をいただき、その後、下水道事業にかかる答申案についてご審議を賜ればと思います。それでは事務局の方からまずは、これまでのご意見等についてご説明よろしくお願ひいたします。

＜下水道課課長補佐：石井＞

第5回審議会における質疑に対する補足説明

第1回～第5回審議会における下水道事業に関する意見など（資料2）について説明

＜新川会長＞

只今、これまでいただきましたご意見、その内容につきまして取りまとめていただき、ご報告をいただきました。これにつきまして、各委員からご質問や、また加えてのご意見等ございましたらいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

＜委員＞

平成29年の答申ですが、下水道事業の中で、木津川市公共下水道事業の下水道の経営状況は、経費回収率が54.6%と極めて低い状況であり、一般会計の繰出金に依存する厳しい経営状況で、今後、持続的に安定して下水道事業を経営していくには、経営戦略を策定し、経営改善を明らかにし、下水道使用料の適正化を含め、検討することが必要であるというような答申をさせていただいたと思っておりますが、その当時、私はおりませんでしたけれども、今この経費回収率、この当時は54.6%でしたが、現状の令和元年の決算ベースで、この経費回収率というのは今何%になっていますでしょうか。

それと今回、下水道料金の約20%程度、改定をすれば、この経費回収率というのは何%まで回復することができるのかお尋ねしたいです。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

現在、令和元年度の決算状況によりまして、その54.6%に相当する経費回収率、これにつきましては、基準外繰入を入れるか入れないかによりまして算定の方法が2種類ございます。54.6%と言いますのは基準外繰入を除いたかたちでの経費回収率となっています。それが、令和元年度におきましては65.7%というようなかたちになっております。基準外繰入を入れますと83.5%というような経費回収率というかたちになっております。

今、使用料の改定ということで、約19.8%、20%を改定させていただきますと、経費回収率といたしましては基準外繰入、原価150円単価を基本とさせてもらっておりますので、経費回収率につきましては、100%、基準外繰入を入れますと100%というかたちになっております。基準外繰入を除いたかたちでの試算を今現在、持ち合わせておりませんので、これでお答えとさせていただきます。

＜委員＞

経費回収率は汚水処理にかかる費用に対して、下水道使用料の回収率というのを表し

ている訳ですが、当然、この数値が 100%に達すると健全な経営になると思います。ですから 100%になる経営を目指して改定をしていかなければならないと思いますが、基準外繰入を除けば 65.7%、基準外繰入を入れても 83.5%で、繰入を入れても例えば 15%程度の回収率がまだ不足している状態になると思います。100%を目指すというような答申は付帯事項でも結構ですが、そういうのは答申の中に含まれることは可能でしょうか。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

只今の説明で、訂正させていただきたいのですが、経費回収率の考え方がありまして、基準内繰入ですね、分流式下水道にかかる費用というのがございまして、使用料単価 150 円以上にかかる部分につきましては、基準内繰入として、一般会計を繰り入れてもいいよというような一つの考え方でございます。それを含めますと、経費回収率というのは使用料単価 150 円といたしますと 100%となってきますので、今現在、使用料単価 125 円、端数はあります、今回の料金改定におきまして 150 円単価というのを決めさせていただいておりますので、そこを 150 円に修正しますと、使用料回収率というのは、基準内繰入を入れますと 100%というようななかたちになってきますので、今現在、示させていただいております使用料改定率で改定させていただきますと、経費回収率は必然的に 100%になるというようななかたちで考えております。

あと、当初にも説明いたしましたが、基準外繰入の部分がまだ回収できない部分がございます。全てを回収いたしますと、約 30%の回収率が必要になってきますが、その差額の部分につきましては、今後の経営改善をもちまして、基準外を少なくしていきたいと考えておりますので、その辺につきましては今後の経営改善、ストックマネジメントによる投資の削減や、その他の経営努力によりました経常経費の削減というようななかたちで考えております。以上でございます。

＜委員＞

これから答申案の説明をしていただくということでしたので、先走って質問させていただきましたけれども、当然、100%の経費回収率というのは、実際、改定をしていく中では必要だと思いますので、その辺も加味していただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

＜委員＞

水洗化率の向上を図らなければいけないとございますが、意見の 5 番に書いていますように、高齢化や独居化によってなかなかその生活事情が大変になってきて、水洗化をしようと思っても、なかなかその余裕がないという家庭がかなりまた増えてくるのではないかと思われます。そういうことで、何かそれを助けるような新しい施策を新年度以降できると、

水洗化率が上がってくるのではないかと思うのが一つでございます。

それと、もう一点は、私、以前に申しましたように、新興住宅はきちんと事業者が下水道なり整備をして、ちゃんと水洗化率 100%近くもっていきますけれども、既存の集落については、せっかくその工事をしておいて、それからすぐに水洗化をせずに置かれているうちに、知らぬ間にいつのまにか下水道に接続されているというような件があるかと思いますが、新年度からまたそういう調査を新たにされるのかどうかというのが懸念されますが、どうでしょうか。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

水洗化率の向上ということで、今まで議論いただいております。今、現在、下水道課の方での水洗化の向上対策といたしましては、工事中及び供用開始のときには、個別訪問させていただきまして、説明をさせていただいております。その辺で意見を聞かせていただく中でも、やはりここでもありますように、施設に投資する費用が多額になるという方もおられまして、浄化槽からの切り替えであれば比較的抑えられるとは思いますが、汲み取りトイレ等のご家庭の方におきましては、改造資金というものは多額になってきますので、そういうところで、木津川市の方で助成制度というのを設けておりますが、それにつきましては、最高2万円というようななかたちで、なかなかその2万円をもってトイレの改修というような考え方においたっていただけない状況であるのは確かであります。今までこういったかたちで事業を進めてきておりますので、新たに助成金を上げていくことになりますと、今まで助成金を受け取っていただいた方、また設備投資をしていただいた方々への公平的な観点もございますので、なかなか今、途中で制度を見直すというのは難しいかなと考えております。新年度以降ということでございますので、下水道事業につきましては、令和5年、6年には整備の方もほぼ終わってこようかなというような状況でもございますので、それから助成期間、3年間という期間がございますが、そういった期間を経た後ですね、現在の助成制度自体が適応していけない状況になってきますので、その時点におきまして、まだ未接続の世帯等にどのように助成していくかを新たに見直す必要があるかなとは考えております。その準備といたしまして、来年度以降、水洗化率の向上対策というかたちもございますので、今現在も進めてはおりますが、未接続世帯の方々、3年経っても接続されていない方々を対象にリストアップと言いますか、集計いたしまして、その集計結果をもちまして、今後、順次、個別訪問させていただきまして、その中でアンケート調査等をさせていただきまして、接続されない理由等も個別に確認していきたいなと考えております。そういうた情報を持ちまして、その方々をどのようにフォローしていくかいいのかというのを新たに制度政策というかたちの資料として取り組んでいきたいなというようには考えております。そういうたった個別訪問をする中で、今ありました未申請における接続も現地確認いたしますので、そういうたった方々を含めた調査も兼ねてできるかなというふうには考えております。以

上でございます。

＜委員＞

水洗化にするときには、2万円と今おっしゃいましたか。というのは、家に浄化槽があるお方でしたら、今言われたように少ない額で切替できますけれども、そうでない家の場合は、100、150万円位でトイレからやり直さないといけないということですから、2万円でしたら焼け石に水ではないかと、ですからそれをもう少し見直してあげて、一人でも多く水洗化をしていただき使っていただくと使用料も上がっていくんですから、その辺りは、以前は2万円だったから急激に上げられないという話もありますが、それを少しでも上げるというのは、市民の皆様でもご理解いただけるのではないかと思いますので、高齢者や独居の方等、非常に生活が苦しい訳ですので、配慮してあげたいなど、そのように思います。

＜委員＞

私は昔、自治体さん、県庁等に売り込む業者の立場でして、今回の方針の中でありますように、維持管理費やあるいは品物の購入にあたって、そこら辺での努力と言いますか、買う方も努力しますし、売る方もまた努力して良いものを安く買っていただきたい。本当は良いものを高く買ってもらいたいわけですけれども、その中で、お客様と業者の関係というのは、見積もりを出して買ってもらえば、それが一番よろしいのですが、お客様の方も色々と経済事情がございます。この自治体につきましても、補助金等、そういうったお金を借りて運用されているという状況で、それをいかにいくらかでも少なくしたいという努力をされています。そういう中におきまして、昔、物を売っていた立場からしますと、お客様が業者に協力を求めるという買い方もあるんですね。入札ですから、入札数字が先行するんですけれども、事前にお客様の方から、値引きをする。予算を設定するにあたっても、業者の値段をそのまま設定予算にするのではなくて、厳しく見ていただいて安くものを買うというようなですね努力はされていると思いますが、こういう資料の支出の数字をざつとこう経年的に見ると、ほとんど変わってない。ですから、維持管理費なんかについても、厳しい自治体では、毎年入札で業者さんが変わってしまう。運転管理をする現場の人達が変わるのは私も見てまいりました。実際それは、業者にしても、お客様にしても、人が変わるのは難しい、困難がありますけれども、そういう努力をされている自治体等も見受けられました。それから、維持管理の工事費や、更新事業がございます。その時にはメーカーとしましても、大きい仕事のチャンスなんですけれども、買い付けのときに業者と適正な査定をされて、安く適正な値段で買っていただくというようなことをなされば、相当な割合でコストが抑えられるんではないかと、そういう努力をされたら良いのかなと思います。よろしくお願ひします。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

只今、ご意見いただきまして、誠にその通りかなと思っております。維持管理費用をいかに削減していくかというのも必要になってこようと思います。今現在、加茂浄化センターの方でも、維持管理、運営業務等、委託させていただきまして日常運転させていただいております。その中でも、運転管理と委託におきましては、長期契約になるんですけれども、約3年間の契約で長期的に業者を選択しております。業者を変えるときには、入札制度というかたちをとっておりまして、その中で公平な入札というかたちでも行っていますので、業者間における競争というのが発生してきております。実際、運転管理の中で、薬品等の購入もしていただいておりますが、できるだけ安く性能の劣らないものとも考えて整備をしていただいておりますので、その辺りにつきましては、今後も引き続き、できるだけ高品質を保てる状態の原価額になる商品というものを選択していきたいなというふうには考えております。

また、今後の施設の更新費用につきましても、今後、工事が発生するわけでございますが、これも一般競争入札の制度をとって、競争原理を働かせまして、一定基準のものを作っていくみたいなというようには考えておりますので、そういう中でもコスト削減というものは出てくるかなと考えております。以上でございます。

＜新川会長＞

少しあの、答申の内容についてのご意見もいただくようになってきましたが、ここまでのご意見に関連してはよろしいでしょうか。

（各委員からの意見なし）

＜新川会長＞

それでは、下水道の方の答申案も本日いただいてございます。公共下水道事業について、答申案、まずは事務局からご説明をお願いし、先ほどのご意見も踏まえて、更にこの案につきまして、ご質問やご意見をいただいて参れればと思っております。それでは事務局の方から恐縮ですが、答申案のご説明よろしくお願ひいたします。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

下水道使用料の在り方について答申案（資料1）について説明

＜新川会長＞

それでは、只今、ご紹介をいただきました下水道事業に関わります答申の案、これまでのご議論を踏まえて、取りまとめていただいてございます。これにつきまして、改めてご意見、

ご質問いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

＜委員＞

基本的には、こうしてまとめていただいて、この答申案で十分網羅されているんじゃないかというように思っております。ただ、私の一つの意見として述べさせていただきたいのですが、以前から基準外繰入を解消するために、当然、料金改定、使用料改定をしなければならないと私自身も申してまいりました。ただ、今回申し上げることは、それに反するかもしれませんのが、下水道事業の一般会計からの繰入につきましては、他の一般会計の行政サービス、これに与える影響が大きい、そのために繰入を減らさなければならないというふうには思っております。しかし、汚水処理と言いますのは、これは市全体の問題であって、なにも下水を使用している人だけの問題ではないと、市民全体でこれは考えていかなければならない、市民全体で支えていこうという観点があると思うんですね。受益者である使用者のみが、この汚水処理経費を賄うというのは当たり前なんですけれども、そうではなくそれも含めて、将来使用する市民の方々も含めて考えていかなければならない、ということはですね、ある程度、一般会計から一部の部分もやはり負担して、使用料の軽減をはかっていく、そういうものも必要ではないかなというように思うわけですよ。やはり将来、皆さんが、下水道が 100%になりましたら、下水道を使用して汚水処理というのも負担しなければならない。将来、負担する方も今の段階でも負担していただいても良いのではないかなど私は思うわけですよ。というのは、今まで当然、例えば新しく市民の方が入って来るまでに、木津川市に住んでおられた方々は、今まで公共下水道を使用していた方々は、管路の整備や更新等、全ての方々の費用も負担していたわけですね。だから、新たに来る人は、前の人人が負担していた部分に乗つかって使っていくということになるんでしたら、将来のことも考えたら、そういうものも含めて、その受益者だけでなく、下水を使用していない方々にも負担していただくという観点から一般会計からもある程度の繰入は必要ではないかなと、こう思いますがいかがでしょうか。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

只今的一般会計からの繰入の問題ということでご質問あったと思うんですけども、答申の中でも書かせていただいておりますが、雨水公費、汚水私費というのが下水道の大原則がございます。一般会計から負担いただくべきものといたしましては、雨水事業に掛かる部分、これは 100%いただかなければ間違いないと思います。汚水に掛かる部分ですね、これにつきましても、生活改善というかたちで私費的な部分もございますし、汚水処理というかたちで、地域の水質改善というような公共的な部分もございます。公共下水道の繰入というかたちでは、以前も説明させていただいておりますが、国からの繰入基準をいただきまして、下水道事業にかかる経費につきましては、繰入基準の中で、一般会計が今現在、繰入れ

をさせていただいておりますし、それにつきましては今後も継続的に繰入れはいただきたいなというようには考えております。そういった中で、一般会計によります費用の中から負担していただく、公共的なものについて、今後も継続していただきたいなとは考えております。また、将来的にご利用される方等についての負担というご意見もございましたが、そういった関係でいきますと、今現在、下水道は整備し続けておりますが、まだ整備出来ていない方々についても、下水道課では市街化区域内での整備を進めておりますので、都市計画税というかたちで都市計画事業に関する税金を納めていただいております。一般会計から繰り入れさせていただいております財源としても、都市計画税を充当しておりますので、見えないかたちではございますが、事前に都市計画税を納入いただくことによりまして、下水道事業への負担としていただいておりますので、将来ご負担いただく方には、事前にはご負担いただいているかなと考えております。以上でございます。

＜委員＞

色々と汚水処理にかかる費用の中で、受益者だけが負担すべき以外にも、公共的な経費というのは、一般会計からの繰入というかたちの中で、対応しているというお話をしましたね。

今、都市計画税のお話が出ましたが、都市計画税というのは当然、市街化区域だけで課税されているのであって、調整区域については都市計画税が徴収されていないんですね。だから、市民全体からすれば、下水は都市計画の中の下水道法というのがあって、その中で整備をしていくというかたちの中で都市計画税というのが徴収されると、しかし今後、調整区域にあたって下水というのは整備されていくと、調整区域にあっては都市計画税は課税されませんので、そういう人たちは負担していないというような不公平感というのが出るわけですね。そういうことを考えて、もっと市民全体が支えていくという観点からは逸脱すると思いますが、いかがでしょうか。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

只今のご質問でございますが、現在、下水道課の方で事業を推進しておりますのは、都市計画区域内におきまして事業を拡大させていただいております。調整区域につきましては、以前は全体計画といたしまして、将来的にする地域というような位置づけをさせていただいておりますが、そこを今現在、事業化していくというような予定はございません。そういった地域につきましては、今後は、浄化槽の整備区域というかたちで、合併浄化槽の方の補助をいただきながら、そういった整備をしていただきたいというようななかたちで説明させていただいておりますので、都市計画税を納入されていない方々のところについて、今後、事業展開する予定はございません。過去には、調整区域でも下水道事業を行ってまいりましたが、答申案の中にも書いていますように、効率的な投資という観点からも、一定収益を見

込める地域からの整備を進めていくという方向性も持っておりますので、そういったところから整備を進めさせていただいております。

＜委員＞

もう一点だけ。この答申案の（3）のところですね。改善の時期ということでですね。特には、新型コロナウイルス感染症のこの経緯から影響を考慮して検討、決定するというようなかたちになっておりますが、具体的に今現在、当然、赤字というのが続いているわけですね。だから、このコロナの収束というのは、なかなか見通せないという状況の中で、いつまでも改定を抑えていくという状況はできないので、ある程度の時期というのを設定する必要性はあるんじゃないかなと思います。そうしなければ、いつまで経っても累積赤字というのが存続して、そしたら経営の悪化というのが今後継続されるという状況がありますので、その辺の時期というのは、だいたいの今現在、検討されている時期というのは、例えば令和4年度から等、考えておられますか。

＜事務局長（上下水道部長）：三宅＞

料金改定の時期というご質問でございますが、その時期につきましては、こちらにも書かせていただいているように、新型コロナウイルス感染症という状況ということで見通しがなかなか難しい状況であろうかなというようには考えております。当初、下水道事業の方におきまして、こういった状況下でない場合について、答申をいただいた後につきましては、令和4年度中、令和5年の1月ぐらいを目途に料金改定を進めたいなというようには考えておりました。令和3年度に条例を改定させていただきまして、周知いただいた中で、令和5年の1月ぐらいを改定目途というかたちには考えておりましたが、現在、コロナの感染症対策の影響でワクチンの接種状況等もございますが、そういった状況がスムーズに進みまして、一定、収束の目途が立つ時期が見えた段階でまた新たに検討させていただきたいなと考えておりますが、今後、内部でも状況を見させていただこうとは思っておりますが、実地時期については今この場で明言できる答えはございませんが、下水道事業といたしましては、出来るだけ早く経営改善というかたちでは取り組んでいきたいと考えておりますが、何分あの、住民様にご負担をかけることもございますので、そういった時期については慎重に今後、審議していきたいと考えております。以上でございます。

＜新川会長＞

なかなか、大変な時期でございますので、目途がつきにくいというところはあるかと思います。その他、いかがでしょうか。

（各委員からの意見なし）

<新川会長>

それでは、また先ほどより色々ご意見いただきました、料金の値上げにつきましてはやはり、下水道事業の事業経営の健全化ということ、そして将来の安定的な事業の運営ということを見通した料金値上げを考えていかなければならないというところでは、基本的に、当審議会でもご理解をいただいているところかとは思います。ただ、それに際しましても、経費の回収率 100%というのも目指したそういう料金体系の在り方、これが一応、理想ということにはなるわけですが、それをどう具体的な中身として実現をしていくのか、現時点では国の基準に従いました全国標準的な経費負担の在り方ということを想定して、まずは経営改善を図っていこうと、そういうご方針でこれまでご説明をいただき、また委員の皆様方にもご理解をいただいてきたところかというふうに思っております。その際にも、ただ考え方としてはやはり一方ではさらに経営改善というのを維持させるためにも、本来必要とされる30%値上げというところを考え、まあ今回 19.8%という国基準でありますけれど、30%をどう考えていくのか、またその一方では市民負担というところを考えれば、やはり税で負担をすべきところも、もっとあるのではないか、この辺り、国基準だけではない木津川市基準のようなもの、といったようなものも考えてよいのではないかとのご意見もいただいていたかと思います。加えてこうした事業の経営に際しまして、収入だけではなく、支出のところについても、しっかり検討をいたしたいとのご意見もいただきました。支出面について言えば、やはり、委託契約というのをさらに、どういうふうに、より効果的でかつ品質を維持していくのか、この辺りの観点、現在の長期契約の仕組みというのが上手に働いているのかどうかというモニタリング、あるいはそこでのコスト、計算、根拠というのが本当に適切なものであるのかといったような検証、さらには、日常的な運営の中での各種の調達、業務に関わる費用計算、調達単価等々の考え方、この辺りも含めまして、委託や調達に関わります運用資金、言ってみれば支出の方の絞り込みといったようなこともきちんと考えていくたいということがご意見としてあったというふうに思っております。こうした収益の向上に大きく影響を与えるのはやはり、市民の皆様方の対応の仕方ということ、水洗化率ということでここはご意見をいただきました。現状、高齢化や独居、まあ場合によっては空き家等々も見られる、そういう状況の中で、この水洗化率というのも、どう上げていくのか、またもう一方では、その働きかけの仕方、あるいは市民の方に対するインセンティブの付け方、この辺りも、まだまだ工夫の余地があるのではないかということで、ご意見をいただいてまいりました。この辺り、今後の課題のところもございますけれども、今回の答申の中でも、きっちりと議論をしておかなければならぬということでご意見をいただいた、というふうに考えております。大きな四つ目といったしましては、やはり、値上げの時期、特にこのコロナ禍ということもございまして、その収束を見通して進めざるをえないという状況について、既に答申案でも指摘をいただいております。もう一方では経営というのをしっかりとして

いくためにも、ただ先延ばしをすればいいということではないと、この辺り、新型コロナウイルス感染症の今後の状況、取り分けワクチンの接種やその後の感染の広がり状況等々も踏まえまして、もう一方では、確実に経営改善していくためのスケジュールを見通しながら、このコロナの状況を加味して、今後の日程を改めて検討をしっかりとしていっていただきたいということでご意見をいただいたかと思います。当初、想定をしておりました令和5年からの値上げといったような基本的な考え方というのは、一定持ちつつ、ただし、コロナウイルスの感染症の流行状況によりまして、この時期というのが当然ずれ込んでいくという可能性を加味した答申ということになろうかというふうに思っておりますので、この辺りが今後、また改めて最終的な私共の答申案に反映をさせていっていただけるというふうに思っております。

本日、いただきましたご意見、この辺りかと思いますが、もし、各委員から案の追加をして、あるいはこういうところが不足しているよというようなところがございましたら、いただきまして、今後、最終案をまとめていくときの中に反映させていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員からの意見なし)

<新川会長>

本日の水道料金、それから水道事業につきましては、答申内容決定をいただきましたので、この内容で進めさせていただく、それから、公共下水道事業につきましては、今日また、色々ご意見をいただきましたので、これを加味したものを、次回答申案として、事務局の方でご用意をいただくということでお願いしたいと思っております。次回、審議会につきましては、この後、事務局の方からまたこの後、ご提案等いただけるかと思っておりますので、恐縮ですが、その他のところ、そちらの方で進めさせていただければと思います。

それでは事務局の方からよろしくお願ひいたします。

3. その他

<上下水道部次長：森本>

今回の日程ですが、5月ぐらいで思っておりますので、よろしくお願いします。もし追加で意見等がございましたら、任意の様式でFAXかメール、もしくは電話で事務局にお願いします。

<新川会長>

今日、いろいろとご意見をいただきましたが、各委員から追加のご意見や内容のご確認、

疑問な点などあろうかと思いますので、事務局で対応していただけるとのことですので、よろしくお願ひします。

閉会 <新川会長>